

第 10 期高齢者保健福祉計画策定に向けた各種調査等の実施について

必須調査①【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

◆これまでの経緯

第 5 期より導入された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施します。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。

調査概要（案）

①調査目的

- ・要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること。

②調査対象

令和 7 年 1 1 月 1 日現在で、要介護状態にない 65 歳以上の被保険者（要介護 1～5 以外の高齢者）を対象。

①要支援 1、2 認定者 ②事業対象者 ③一般高齢者

※ 1 生活圏域 1,000 名 × 5 圏域とした無作為抽出 合計 5,000 名

③調査時期

1 1 月上旬～1 2 月上旬頃（郵送によるアンケート調査）

※調査分析結果については、令和 8 年 3 月末に完成予定

④調査内容

国から示されている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（必須項目 35 問、オプション項目 30 問）に、市独自の設問（30 問程度）を追加予定

⑤設問内容

- ・リスクの発生状況の把握
（運動器の機能低下、低栄養の傾向、口腔機能の低下、閉じこもり傾向、認知機能の低下、IADL/転倒リスク 等）
- ・社会資源等の把握
（ボランティア等への参加頻度、たすけあいの状況、地域づくりの場への参加意向、主観的幸福感 等）
- ・市独自の設問
（駅までの所要時間、運転免許証返納について、介護予防教室・認知症サポーター養成講座・高齢者あんしん相談センターの認知度 等）

(案)

*** 第 10 期から追加したいと考えている市独自の設問 (案)**

(フレイル予防・自宅内の見守り、認知症に係る事項の追記、デジタル機器の所有状況 等)

*** 第 9 期から削除したいと考えている市独自の設問 (案)**

(補聴器の利用状況の一部、新型コロナウイルス、ヤングケアラー、介護支援ボランティアポイントに関する設問 等)

⑥留意点など

- ・見える化システムへの登録が必要なので、国から示される調査票(必須項目、オプション項目)の設問文・選択肢は一切変えずに行なう必要がある。
- ・ニーズ調査の基本的な考え方や調査項目等は前回から変更はない。国から示される実施の手引き・活用の手引き等を踏まえて実施していく。

必須調査②【在宅介護実態調査】

◆これまでの経緯

在宅介護実態調査は、高齢者保健福祉計画を見直すための基礎資料を得るため、第2期計画の策定時から行われています。

「在宅介護実態調査」は、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的としており、主に在宅で要介護認定を受けている方を対象にした調査です。

第7期計画策定のための在宅介護調査からは、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を加え実施してきています。

調査概要（案）

①調査目的

介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施。

また、要介護認定データと組み合わせることにより、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握・分析できる。

②調査対象

主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方

①要介護1～5認定者 ②要支援1、2認定者 合計2,100名

③調査時期

11月上旬～12月上旬頃（郵送によるアンケート調査）

※調査分析結果については、令和8年3月末に完成予定

④調査内容

国から示されている「在宅介護実態調査」（必須項目＋オプション項目

A票：ご本人向け14問、B票：主な介護者向け10問）に、市独自の

設問（10問程度）を予定

⑤設問内容

- ・本人の状況（本人の属性、心身の状況 等）
- ・支援、サービスの利用実態、ニーズ
- ・主な介護者の方の状況（介護者の属性、就労の状況 等）
- ・市独自の設問（入所を検討している理由 等）

※第9期の設問を継承し実施する。

(案)

⑥留意点

- ・ 必須項目は必ず実施しなければいけない項目であり、オプション項目等は各市町村の判断で設定する調査項目で、市独自の設問も追加できる。
- ・ 国の自動集計ソフトでの集計分析が必要なので、国から示される調査票（必須項目、オプション項目）の設問文・選択肢は一切変えずに行う。
- ・ 在宅介護実態調査の基本的な考え方は第7期から変更はないが、国から示される実施のための手引き等を踏まえて実施していく。

(案)

任意調査③～⑤【事業所向け調査】

資料 3-3

調査概要

	③居宅介護支援に関する調査	④介護保険施設等の入退所状況に関する調査	⑤介護人材確保に関する調査
調査目的	「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討	過去1年間の新規入居・退去の流れや、退去の理由などを把握することで、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討	介護人材の実態を個票で把握することにより、性別・年齢別・資格の有無別などの詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組み等を検討
調査対象	(居宅・小多機) ・居宅介護支援事業所 ・小規模多機能型居宅介護 ※いずれも悉皆	(施設・居住系サービス) ・特別養護老人ホーム(地域密着型含む) ・介護老人保健施設 ・グループホーム ・特定施設入居者生活介護 ・住宅型有料老人ホーム ※いずれも悉皆	(施設・居住系サービス) ・特別養護老人ホーム(地域密着型含む) ・介護老人保健施設 ・グループホーム ・特定施設入居者生活介護 ・住宅型有料老人ホーム (通所系・短期系サービス) ・通所介護(地域密着型含む) ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・通所型サービス(総合事業) ・ショートステイ (訪問系を含むサービス) ・訪問介護 ・訪問入浴 ・訪問型サービス(総合事業) ・小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※いずれも悉皆
留意点	利用者票は、事業所に所属するケアマネジャー全員分を送付する必要がある。		訪問系サービスの職員票は、事業所に所属する介護職員全員分を送付する必要がある。

調査時期

11月上旬～12月上旬頃 (メール等によるアンケート調査)

※調査分析結果については、令和8年3月末に完成予定